

広島県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十一年七月九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病 院	広島市総合リハビリテーションセンター リハビリテーション病院	広島市安佐南区伴南一丁目三九番一号	平成二十二年六月三〇日
病 院	老人保健施設 しんあい	広島市安佐南区沼田町大字伴七九四一番地一	平成二十二年六月三〇日
身体障害者支援施設	広島市総合リハビリテーションセンター 自立訓練施設	広島市安佐南区伴南一丁目三九番一号	平成二十二年六月三〇日
老人ホーム	特別養護老人ホーム 春日野園	広島市安佐南区山本新町二丁目一八番九一―一四号	平成二十二年六月三〇日
老人ホーム	有料老人ホーム 秀東館 若竹	大竹市木野二丁目七番三八号	平成二十二年六月三〇日